

滋賀銀行従業員組合・年金者部会 会則

- 第1条 この会の名称は「滋賀銀行従業員組合・年金者部会」とする。
事務所は天津市浜町1番38号 滋賀銀行従業員組合書記局に置く。
- 第2条 この会は、滋賀銀行厚生年金基金の受給者が滋賀銀行職員とも協力しあって、豊かでいきいきと暮らせる条件の実現など、社会的地位の向上をめざすことを目的とし、年金受給者が連帯する会とする。
- 第3条 この会は、会の趣旨に賛同する個人で構成し、入会・退会は本人の自由とする。
- 第4条 総会を年1回開催し、部会長、事務局長、その他必要な役員をおく。
なお、各地域に組織を設けることができる。
- 第5条 会の運営は滋賀銀行従業員組合と協力してすすめる。
- 第6条 この会は、次の事業をおこなう。
1. 滋賀銀行厚生年金基金に関わる要求実現をめざす活動。
2. 年金・医療など社会保障充実の要求実現をめざす活動。
3. ニュースの発行、情報の提供・交換。
4. 会員の学習・文化要求の実現の活動。
5. 会員の親睦・交流と福利厚生への活動。
6. その他。
- 第7条 会費は、月額500円とする。
- 第8条 本会の会計年度は10月1日より9月30日とする。
- 第9条 その他の必要な事項は、滋賀銀行従業員組合規約を参考にし運営する。

2003年 2月22日 制定
2003年10月26日 改定

----- キリトリ -----

年金者部会・加入申込書

滋賀銀行従業員組合・年金者部会 御中

年 月 日

「滋賀銀行従業員組合・年金者部会」の趣旨に賛同し、
加入を申し込みます。

(〒 -)

住所

氏名

電話

会費 円 (年 月 ~ 年 月分)